資料２

令和８年度　地域包括支援センター職員の配置について

１　地域包括支援センターの職員配置の基準

本市における地域包括支援センターの職員配置については、国が定める高齢者人口の基準を基本とし、国の基準を超える部分については、本市独自の基準を定めている。

国が定める基準 （介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 項）	市が定める独自基準 （仙台市介護保険条例第 2 条の 19 第 2 項）
地域包括支援センターの担当区域における第一号被保険者（高齢者人口）の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき常勤・専従職員数は、保健師１人、社会福祉士１人、主任介護支援専門員１人（これらに準ずる者を含む）とする。	地域包括支援センターの担当区域における第一号被保険者（高齢者人口）の数がおおむね 6,000 人以上となる場合に置くべき常勤・専従の職員数は、おおむね 6,000 人を超えた部分についておおむね 2,000 人までごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）又は介護支援専門員のうちから１人とする。

２　令和８年度に増員となる地域包括支援センター

①　台原地域包括支援センター

令和９年４月１日における圏域内の高齢者人口推計値（※）が、6,000 人を超えることから、市が定める独自基準を適用して、職員の配置を３人体制から４人体制とする。

②　あやし地域包括支援センター

令和９年４月１日における圏域内の高齢者人口推計値（※）が、8,000 人を超えることから、市が定める独自基準を適用して、職員の配置を４人体制から５人体制とする。

（※）人口と生存率とから本市独自に算定した高齢者人口の推計値

表：各地域包括支援センターの高齢者人口推計値

センター名	高齢者人口 （令和８年４月１日時点）	高齢者人口推計値 （令和９年４月１日時点）
台原	5,985	6,063
あやし	7,957	8,045